

議案第 3 1 号

令和 2 年度おいらせ町病院事業会計予算について

(総則)

第 1 条 令和 2 年度おいらせ町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|--------------|-------------|-------------|--|
| (1) 病床数 | 73 床 | | |
| (2) 年間延患者数 | 入院 21,500 人 | 外来 33,950 人 | |
| (3) 1 日平均患者数 | 入院 58.9 人 | 外来 139.7 人 | |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益	1,004,161 千円
第 1 項 医業収益	918,541 千円
第 2 項 医業外収益	85,618 千円
第 3 項 特別利益	2 千円

支 出

第 1 款 事業費用	1,004,161 千円
第 1 項 医業費用	998,592 千円
第 2 項 医業外費用	3,567 千円
第 3 項 特別損失	2 千円
第 4 項 予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 13,243 千円は当年度分損益

勘定留保資金 13,243 千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入	40,380 千円
第 1 項 企業債	27,000 千円
第 2 項 他会計出資金	10,630 千円
第 3 項 県補助金	2,750 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	53,623 千円
第 1 項 建設改良費	30,063 千円
第 2 項 企業債償還金	21,160 千円
第 3 項 投資その他の資産	2,400 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械 購入事業	千円 27,000	普通貸借又 は証書借入	% 3.5 以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項のうち、第 8 条以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 576,318 千円

(2) 交際費 150 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、136,600 千円と定める。

令和 2 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆